

自由と人権 通信

liberty & human rights NEWS

NO.10 (2021.10.6)

編集・発行：「自由と人権」榎本（090-1884-5757）

ホームページ <http://www.bbm-a.jp/~eno-takanosu1737/jiyu/index.htm>

目次

- ① 鄙ぶりの唄・倚(よ)りかからず P1・2
- ② 行政不服審査会から答申書が届きました P3
- ③ 「空中戦」から「地上戦」へ P4~6
- ④ いーたい ほうだい P7
- ⑤ 本の紹介コーナー P8
- ⑥ 記事の訂正・会計報告 P9
- ⑦ 市役所ロビーの怪 P10

鄙ぶりの唄

茨木のり子

ふっと匂い立った旋律がある
愛されてひとびとに
永くうたいつがれてきた民謡がある
なぜ国歌など
ものものしくうたう必要がありましょう
おおかたは侵略の血でよこれ
腹黒の過去を隠しもちながら
口を拭って起立して
直立不動でうたわなければならないか
聞かなければならないか

私は立たない 座っています
演奏なくてはさみしい時は

さくらさくら
草競馬
アビニョンの橋で
ヴォルガの舟唄
アリラン峠
ブンガワンソロ
それぞれの山や河が薫りたち
野に風は渡ってゆくでしょう
それならいっしょにハモります

ちょいと出ました三角野郎が
八木節もいいな
やけのやんばち 鄙(ひな)ぶりの唄
われらのリズムにぴったしで



「自由と人権」は公民館利用登録団体です。基本的人権や市民的自由について考え、行動しています。関心のある方は上記までご連絡ください。

ご自由に
お持ちください

「こんな詩を知っていますか」と知人から問われた。

茨木のり子の詩はいくつか読んだことがある。なかでも「汲む—Y・Yに—」という作品は気に入っている。しかしこの詩は知らなかった。

私は「日の丸・君が代」処分をいく度か受けた者だが、ここで詠われている「国歌」は、たんに「君が代」のことだけではないような気がする。国歌に象徴される既成の価値観、権威・権力、たてまえ、そして世の中の「常識」といったようなもの。それは裸の私たちに圧倒的な重圧で襲い掛かる。

茨木のり子はそれらを毅然として跳ね返す。その原点は「わたしがいちばん美しかったとき」（第2詩集である『見えない配達夫』に収録）であるのかもしれない。

「鄙ぶりの唄」が収録されているのは、彼女の晩年の詩集である『^よ寄りかからず』、詩集の書名となった詩も潔い。

^よ寄りかからず

茨木のり子

もはや
できあいの思想には寄りかかりたくない
もはや
できあいの宗教には寄りかかりたくない
もはや
できあいの学問には寄りかかりたくない
もはや
いかなる権威にも寄りかかりたくはない
ながく生きて
心底学んだのはそれぐらい
じぶんの耳目
じぶんの二本足のみで立っていて
なに不都合のことやある
寄りかかるとすれば
それは
椅子の背もたれだけ



行政不服審査会から答申書が届きました —東大和市立中央公民館長によるチラシ配置拒否事件—

行政不服審査会から審査庁（東大和市長）に出した答申書の写しが届きました。これが審査庁（東大和市長）の最終判断というわけではありません。しかし、この答申内容が審査庁において覆ることなどなく、後日そのまま審査請求人（私）に送付されることになるでしょう。

答申書の内容は、結論から言えば「却下」です。つまり行政不服審査法第 45 条の「不適法である場合」に該当するとしています。その理由として、処分が取り消された場合に申請人が得られる法的な利益はないことをあげています。この判断は拒否処分（チラシ配置拒否）あったという前提のものであり、処分庁の主張のとおり拒否処分がなかったとするならば当然にして不適法であり、どちらにしても申請人の請求は不適法であるというものです。

その論理的な構造は先の審理員意見書と同じです。それどころか審理員意見書の「5 理由」の項目立てと、本答申書の「第 5 審査会判断の理由」の項目立ては一卵性双生児のように生き写しです。これは両者を比較してもらえば一目瞭然です。唯一の違いというものは表現の銚に踏み込んで判断している部分であり（その内容は妥当とはいえないものですが）、審理員意見書では触れられていません。

審理員意見書も本答申書も、両者に共通しているのは処分庁の処分（東大和市立中央公民館長のチラシ配置拒否）の有無には踏み込まず、申請人の法的私益の有無から判断を導き出している点です。

本来であれば、当該地方自治体において違法・不当な行為があったか否かを示し、その後に申請人の法的な利益の有無に進むべきです。このような構造になっていること自体が、初めに却下ありきで論を組み立てていることの証拠です。

行政不服審査法第 1 条では、「国民の権利利益の救済を図るとともに、行政の適正な運営を確保すること」とその目的が述べられています。「国民の権利利益」はもちろん大切ですが、いっぽうで「行政の適正な運営」も大事な目的です。このことがスッポリと抜け落ちていると言わざるをえません。

これらに対する反論、今後の対応については後日検討するつもりです。また、皆さまのご意見がありましたら自由と人権までメール等でお知らせください。

※行政不服審査会の答申書をご覧になりたい方は、自由と人権の HP「チラシ配置拒否事件」のページをご覧いただき、答申書をダウンロードしてください。

「空中戦」から「地上戦」へ ―「東大和市子ども・子育て憲章」見直し陳情不上程告発裁判―

9月14日、東京地裁立川支部5階ラウンド法廷で第5回口頭弁論が行われました。毎回傍聴に参加してくださる方（平均で4～5名、多い時で7名）がいて心強い限りです。今後ともよろしくお願いします。

被告はこれまで、陳情の法的根拠をめぐって請願法や地方自治法を手掛かりにして反論を展開していましたが、ここにきてやっと東大和市市議会会議規則に沿った主張をするようになりました。具体的には同規則第130条めぐる解釈です。やっと「空中戦」から「地上戦」に闘いが移動した感じです。

原告の主張は以下のとおりです。同規則第134条「議長は、陳情書又はこれに類するもので、その内容が請願に適合するものは、請願書の例により処理するものとする。」により、当該陳情は請願書と同じように扱われるべきであり、同規則134条の第1文「議長は、請願文書表の配布とともに、請願を、所管の常任委員会又は、議会運営委員会に付託する。」反して「議長預かり」にしたことが違法であるとしています。

いっぽう被告は、同規則同条第2文「ただし、議長において常任委員会に付託する必要があると認めるときは、この限りでない。」が議長預かりの根拠であると主張しています。

また損害賠償請求や謝罪要求については、原告主張には困難な面もあるのですが、過去の判例や、陳情提出の経緯・その後の対応について具体的な事実を述べ正当性を主張していくつもりです。

以下、被告準備書面(3)と原告準備書面(3)を張り付けておきます。被告準備書面(3)は東大和市議会規則の引用部分が全体の1/2(1頁末行～3頁)を占めているので、割愛しました。

被告準備書面(3)

東京地方裁判所立川支部 令和2年(ワ)第2710号損害賠償請求事件

原告 榎本 清

被告 東大和市

準備書面(3)

2021年(令和3年)8月31日

(次回期日: 9月14日)

東京地方裁判所立川支部民事第1部4A係 御 中

被告訴訟代理人弁護士 橋 本 勇

原告の2021年8月10日付け準備書面(2)による主張についての被告の反論は次のとおりである。

第1 本件における陳情の処理について

1 会議規則の定め

被告の議会における陳情書の処理について、東大和市市議会会議規則(単に「会議規則」という。)134条は、「議長は、陳情書又はこれに類するもので、その内容が請願に適合するものは、請願書の例により処理するものとする。」と定めているところ、請願書についての定めは次のとおりである。

2 本件陳情の処理

原告は、本件陳情は、「本来、委員会付託され、適正に審査されなければならなかった」とし、委員会に付託されないのであれば、「委員会付託を省略して本会議で直接審議、採決されるべき」と主張する。

しかし、会議（原告のいう「本会議」を意味する。）に付する事件（一般に「議案」又は「議題」とも称される。地方自治法 96 条参照）については会議規則 36 条が定めるところ、そこでは「第 130 条（請願の委員会付託）に規定する場合」が除かれ、130 条では「議長は、請願文書表の配布とともに、請願を、所管の常任委員会又は、議会運営委員会に付託する。ただし、議長において常任委員会に付託する必要がないと認めるときは、この限りでない。」とされ、37 条では「委員会に付託した事件は、その審査又は調査の終了をまつて議題とする。」とされている。

本件陳情について、議長は、議会運営委員会に諮り、そこでの審査になじまないという意見に従って所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する必要がないと判断したのであり、その結果、本件陳情書は議長の手元に保持されることとなった（「議長預かり」というのはこの状態を示すものである。）。また、議長が全議員に本件陳情書を配布したのは、会議規則 134 条がその例によるとしている 129 条 2 項の例によったものであり、その取扱いに違法な点は何もない。

また、委員会に付託されなかった事件を会議の議題とすることができないことは会議規則 37 条が定めるところであり、「委員会に付託されないのであれば、委員会付託を省略して本会議で直接審議、採決されるべき」という原告の主張には理由がない。

第 2 損害賠償請求について

原告は、「通常であれば当該陳情は委員会に付託され審査された後、市議会本会議で慎重に審査され、採決されるはずのものであった。原告はもとより当該陳情に賛同された多くの市民はそれを確信し、期待していた。」という。

しかし、原告らの確信や期待が「法的に保護されるべき利益」に該当することの根拠となる法令の規定はないし、本件陳情の処理が会議規則の定めに従ってなされた適法なものであることは前記第 1、2 で述べたとおりであるから、それが原告の確信や期待に反したものであったとしても、被告が損害賠償義務を負うことはあり得ない。

また、原告が「署名にに応じていた多くの方々からの信頼を失墜し、その釈明の機会すら奪われた」とも主張するが、たとえそのような事実があったとしても、それは原告と「署名に応じていた多くの方々」との間における事実上の問題であり、被告がそのことについて責任を負わなければならない理由はない。

以上



次回裁判予定 一傍聴にご参加くださいー

第 6 回口頭弁論：10 月 28 日（木）午後 2 時

東京地方裁判所立川支部（5 階ラウンズホール法廷の予定）

※傍聴者は午後 1 時 45 分までに 5 階待合室集合お集まりください。

原告準備書面（3）

事件番号 令和２年（ワ）第2710号損害賠償請求事件

原告 榎本清

被告 東大和市

原告準備書面（3）

東京地方裁判所立川支部

民事部 御中

2021年9月6日

原告 榎本 清 印

第1 「被告準備書面（2）」「第1 本案前の申立て 2 申立ての理由」について

被告は、原告が求める謝罪と、判決主文の掲載と謝罪を東大和市議会だよりに掲載することが公権力の行使にあたるものであり、求めること自体ができないとしている。

そもそも権力の濫用を防ぎ、国民の権利と自由を保障する三権分立の観点から、司法の決定に行政が従うのは大前提である。「東大和市子ども・子育て憲章」の制定見直しを求める陳情（甲1号証 以下「当該陳情」と略す）に対する「議長預かり」という処理が議会規則に反し違法であることが認められる限りにおいて、本件損害賠償請求は基本的には国家賠償法により実現されねばならない。

国家賠償法は「国又は公共団体の公権力の行使に当る公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によって違法に他人に損害を加えたときは」（第1条）とあるように公権力の行使にあたる公務員の行為を対象とするもので、公権力の行使を理由に本件請求が除外されるとすれば法の趣旨に反するものである。

被告による当該陳情の違法な「議長預かり」という処理に付し、原告が被った損害に対しては国家賠償法第1条により、同処理によって必然的に導き出される「東大和市議会だより」への不掲載により、当該陳情の提出すら疑われる事態を惹起したことへ補償措置としては国家賠償法第1条により準用される民法第723条を根拠として、公式な謝罪と、「東大和市議会だより」への判決文と謝罪文の掲載は認められねばならない。現に地方公共団体の広報紙に謝罪記事の掲載を認めた以下のような実例も存在する。

小学校教員が地方公共団体に対し名誉棄損による慰謝料の請求と広報紙への謝罪文の掲載等を求めた「損害賠償請求事件」（平成5年3月29日広島地裁三次支部判決、判例時報1479号83頁）（甲13号証）。この判決は、被告地方自治体に対して慰謝料の支払いと広報紙への謝罪文の掲載等を命じている。また、地方自治体間の争いではあるが、場外事務売り場の設置をめぐって被告自治体が掲載した記事に対し名誉棄損であるとして、同地方自治体の広報紙に訂正記事と謝罪の掲載を求めた「訂正記事掲載請求事件」（平成14年11月19日大分地裁判決、判

例タイムズ1139号166頁）（甲14号証）があり、被告自治体が広報紙に訂正、及び謝罪記事を掲載している。このように、地方自治体の広報紙に謝罪文等を掲載することを命じる判決は存在する。

第2 謝罪の抽象性について

被告は原告の求める謝罪内容が抽象的であり不違法であると主張している。しかし原告は訴状で、「被告は、原告に対し直接かつ公式に謝罪を表明するとともに、判決後速やかに、市議会だより（いずれも1ページ目）に判決の主文と、原告に対する謝罪を表明した文を掲載すること。」（第1 請求の趣旨 2）。と具体的に述べている。これをあえて詳細に述べるなら次のようになる。

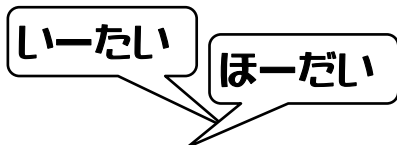
①市議会が当該陳情を「議長預かり」にした経緯、②前記内容に関して故意または過失による違法性があったと裁判所から認定された事実内容、③原告並びに東大和市民に対し市議会がその付託を裏切ったことへの謝罪、④再発防止に向けての具体的取り組み、以上を被告東大和市は原告に対し文書で提出すること。併せて本件裁判の判決言い渡し後速やかに、東大和市議会発行の「東大和市議会だより」1ページ目に判決主文とともに前記文書を掲載することである。

本来であれば、当該陳情は東大和市議会で審議、採決され、その結果は東大和市議会の広報である「東大和市議会だより」に掲載されるはずであった。採決の結果がいかなるものであろうと、署名に応じてくれた市民、関心を持って注目していた多くの市民は、市議会だよりを見ることによって当該陳情に対する東大和市議会の扱いと議員の意識を認識でき、今後の対応についても真剣に検討することができたはずである。

しかしながら、東大和市議会がとった違法な「議長預かり」という処理によって、市民の正当な権利である意思表示の機会は奪われ、同処理によって「市議会だよりへ」には当該陳情提出の事実すら報じられることはなく、不掲載によって当該陳情の提出そのものまで疑われる事態を引き起こした。これらは全て密接に関連した一連の流れの中で生じた事態である。これら一連の流れによって生じた事態に対し、被告に責任があるのは当然である。原告が要求しているのはその補償措置としての謝罪要求であり、市議会だよりへの謝罪文と判決主文の掲載である。被告はこれらの事態に直接的な責任があり、その責任を果たす義務がある。

添付証拠

甲13号証 判例時報1479号 83～103頁（写し）平成5年3月29日広島地裁三次支部判決
甲14号証 判例タイムズNo.1139 166～171頁（写し）平成14年11月19日大分地裁判決



新型コロナの第5派は治まりを見せてきているようだ。これまで様々なイベントが中止、縮小に追い込まれ、飲食業を中心とした中小の企業は閉店に追い込まれたところも多い。

自分も、40年近く毎年続けてきた「芋煮会」の行事を2年続けて中止にせざるを得なかった。昔ならいざ知らず、今は高齢者も多くなり、障害を抱えた参加者も多いなか、実施に踏み切れなかった。

中止を知らせるハガキに以下のように書いた。

新型コロナ感染が発生してからすでに1年8カ月以上が経ちました。感染拡大は、大小の波を繰り返しながらも治まる気配が見えていません。

私たちはこの現象を一時的なものととらえるのではなく、これからもずっと似たような状況に付き合っていくことを強られる、というより、私たち自身の考え方を替えていく必要に迫られていると認識した方が良いでしょう。

政治・経済・環境・エネルギー・安全保障・医療・教育など幅広い分野にわたって、これまで当たり前と思われていたことを転換する覚悟が問われているような気がします。

つい先ごろは、その是非が問われながらもオリンピック・パラリンピックが開催されましたが、「より速く、より高く、より強く」というスローガンも見直しが迫られねばなりません。それは私たち一人ひとりの内面の問題でもあります。

政治は相変わらずカネと利権によって支えられ、理想は二の次、三の次となっている。経済は新型コロナ感染で停滞と後退を迫られたが、感染拡大が治まりつつある今、またぞろ「日本経済の成長戦略」とやらのオンパレードだ。福島原発事故を忘れたかのように原発依存をすすめ、プルサーマル計画も未だ断念していない。恐ろしいことに、為政者は「安全保障」の名目で潜在的核保有国への「夢」しがみついている。新型コロナ感染拡大で教育の機会が奪われたと叫ぶも、奪われたという「教育」は経済戦略に奉仕する受験のための教育であり、子どもの自主・自立を促すようなものではない。感染拡大で、日本の医療体制は崩壊していることが衆目のものとなった。急激な感染拡大が背景にあるとしても、根本的には経済優先政策による歪みによるものといえる。

全世界的な規模での新型コロナ感染拡大は、私たちに基本的な価値観の転換を要求していると考えねばならない。地球温暖化による人類と自然の危機が迫っていると言われて久しい。自分たちやその子供たちの未来を犠牲にしてまでも現在の心地よい生活を保ち続けることはできない。経済発展と自然環境の調和などというのは、もはや幻想に過ぎない。経済の発展がなくとも、場合によっては経済が後退しても、人類の分に応じた生活を進める時ではないだろうか。

技術の発展と経済成長の象徴として、また地方都市活性化策の一環として、リニア新幹線が構想され、すでに着工されている。しかし、根強い反対論があり、都市部や山間部でも反対の動きがある。大深度地下利用への疑問やトンネル掘削残土の処理、南西トラフ巨大地震への危惧など問題は山積みだ。

しかし多くの識者が指摘しているように、リニア新幹線建設の思想的な基盤をこそ問われる必要がある。このことは、これまで述べてきた問題ともリンクする課題である。自然を破壊し、エネルギーを多量に使用して高速移動することがいま本当に今の日本にとって必要なことであるのか。これからを生き続ける人たちにとって、問い直されなければならない問題のひとつである。

本の紹介コーナー

1983年初版の本である。40年近く前の本であるにもかかわらず、その内容は色あせていない。まさに、現在ただ今の教育を語っているようである。そして、かつてはその職にあった自分も無傷ではいられない。

現職だったら、そして今でも少しは反発したくなる林氏の主張もある。「私は先生方は労働者ではないと思います。(中略)だから私は、先生方は労働者ではなくて特権階級であると思います。教員組合はこの特権階級のための組織になってしまっていないでしょうか。」(「第2章 戦後教育の初心とは何であったか」P144)がそれであり、組合が強かった40年前には確かに当てはまることもあった。しかし、今ではその影さえ見当たらない。色あせている部分があるとすればこのあたりと、大学紛争が低年齢化し、中学にまで及んできていた当時の時代背景が現代とは全く異なっている。今では、それだけ社会的運動が衰退しているということである。

氏の沖縄へのまなざし(「開国の基地、沖縄の悲劇」P12)、国家と教育に向ける批判的視点(「教育と軍隊は国の専権であるという明治国家以来百年余にわたって培われてきた教育行政観から、一回の敗戦と占領によって、国家を担う人たちが脱却しうるはずはないのである。」P23)、戦後教育改革の本質への言及(「中央官庁である文部省は、(中略)そして、生き残った以上は、占領下で教育革命を推進した文部省が、独立とともに反革命の推進者となることも当然の帰結だったのである。」P128~129)は、核心を突いている。

終章「今学校は無法地帯だ」では、「学校一校長、教員、それに心亡き親たちまでが一緒になって、学校を『無法地帯』にしているのである。」(P275)、と述べる。まさに今も、その自覚もない行いが横行している。同章「日本の学校は水俣の海になってしまった」では、「いま全国の多くの学校におこっている異常現象は、学校という教育のために設けられた場所が、教育の場ではなくなってしまった一すなわち根本からの環境破壊を受けてしまっていることから生じている、不可避の帰結なのではないか。」(P291)と、経済活動に従属した「教育」がもたらす歪んだ現実を指摘している。その歪みは今に至るも改善されず、しかもだれ一人としてその歪みに気づかない、または気づかないふりをして市民的な生活に閉じこもっている。

これらの鋭い指摘の裏には、戦後教育改革の萌芽とその終焉、そして続く反動的教育行政の歴史がある。それは「第IV章 裏切られた革命(1)」「第V章 裏切られた革命(2)」「第VI章 いわゆる再改革の行きついたところ」で詳しく跡付けられている。敗戦直後の徹底的な教育の地方分権化から反転、文部省による教育の国家統治への再編成。すなわち、教育委員任命制、道徳教育の特設と指導要領の法的拘束性、全国一斉学力テスト実施、「人づくり」政策に基づく教育施策など次々と実施され、教育の空洞化、国家化、経済従属が成立していくさまが丁寧に記されているのである。

みずから宮城教育大に呼び寄せた齋藤喜博と道を分かち、晩年、部落・在日朝鮮差別に取り組む湊川定時制高校、葛西南定時制高校などでの解放教育の場で指導にあたったのも、また必然と言える。

東大和中央図書館は蔵書しており、貸し出しも行っている(10月2日現在修理中であり、修理が終了すれば貸し出しを再開するとのこと)。



【記事の訂正】

「自由詩人権 NO.9」の「本の紹介コーナー」で誤記がありました。
『ぼくが遺骨を掘る人「ガマフヤー」になったわけ。一サトウキビの島は戦場だった』の著者名が「具志堅 隆 著」となっていましたが、正しくは「具志堅 隆松 著」でした。
お詫びして訂正します。



【会計報告】

これまで多くの方からご寄付をいただいているので、会計報告を示すことにしました。

全ての収支が明らかになっているとは言えませんが、手元にあった領収書や記録をもとに作ったものです。2020年2月6日～2021年9月21日までの記録がありますが、あまりに多量なので2021年7月27日までの分は一括しました。収入は全てご寄付（カンパ）です。支出は用紙代（A3・A4等のコピー用紙）、公民館等での印刷・コピー代、裁判に向けての法律相談料です。

好きでやっているのですから赤字はもともと覚悟の上です。それでも「実弾」の供給は助かります。今後ともご協力をよろしくお願いします。

自由と人権収支報告				
年月日	項目	収入	支出	残高
小計	2020年2月6日～2021年7月27日	¥2,160	¥31,628	¥-29,468
2021年8月5日	印刷代（公民館）		¥400	¥-29,868
2021年8月30日	印刷代（公民館）		¥400	¥-30,268
2021年9月3日	法律相談		¥5,500	¥-35,768
2021年9月16日	印刷代（公民館）		¥100	¥-35,868
2021年9月21日	情報公開コピー代		¥10	¥-35,878
2021年9月21日	情報公開写し代金		¥430	¥-36,308
2021年9月24日	印刷代（公民館）		¥230	¥-36,538
2021年9月26日	第5回「裁判ごっこ」でのカンパ	¥3,200		¥-33,338
合計		¥5,360	¥38,698	¥-33,338

市役所ロビーの怪

東大和市は集会チラシなどを公民館・図書館などの公共施設に配置してくれる。もちろん他の地方自治体も同様のサービスを行っている。市民団体にとってはありがたいことだ。

定期的に発行しているこの「自由と人権通信」もその例に漏れないが、一か所だけどうしても理解できない現象が発生している場所がある。



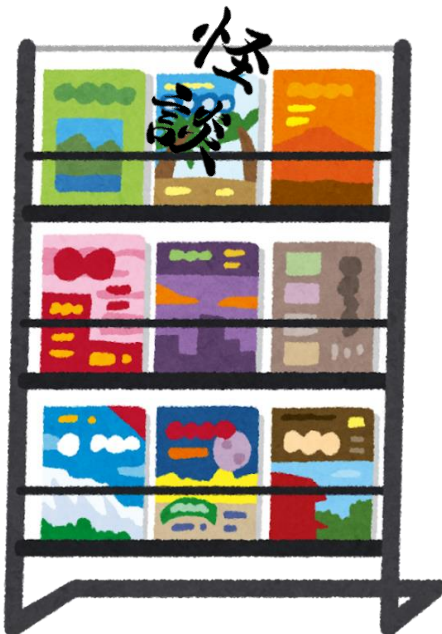
市役所の市民課北側のスペースが市民ロビーとなっている。そこにはイスやテーブル、テレビの他にチラシ配架ラックがある。市民が集う場所なので、ここにもチラシ類を置かせてもらっている。チラシ等の配置受付窓口は秘書広報課である。

映画「コスタリカの奇跡」を実施したところから、折々のチラシ類ここに置いてきた。「東大和市子ども・子育て憲章」の制定見直しを求める陳情の時も配置した。チラシ等の配置期間は1カ月だが、なかなか無くならず、期間を過ぎても残置されていたこともある。それほど市民は興味、関心を示さないものなのだ。

ところがである。チラシ配置拒否事件に関して行政不服審査請求始めたところから、不思議なことに置いたチラシや通信がごっそりなくなる事象が発生している。それも自由と人権で発行しているものに限る。

初めうちは、こんなにも沢山の人たちが目にしてくれるとは有り難いという気持ちと、キトクな人もいるものだという気持ちがおり合わさって、不思議に思いながらもやや肯定的にとらえていた。しかし、通信を10部ほど置いた翌日、たまたま市役所に行ってみるともう無い。自由と人権で発行しているチラシ等の媒体が、そんなに関心や興味を引くものとはどうしても思われない。

チラシと通信を同時に配置した時もあったが、そのどちらも無くなっていることもあった。他の市民団体のものは変わりなく置かれ続けている。



仲間にそのことを話してみたら、「裏白の紙をメモ用紙として持ち去っているのではないか」との意見も出た。チラシの場合、それはあり得るが、通信には該当しない。それに裏白のチラシなら自由と人権以外にも（中にはもっと上質な紙の場合も）あり、しかもそれらはみな無事なのだ。

この話をはじめて聞く人には、被害妄想なのでは思われるかもしれないが、他の人にも確認してもらっているので、おおかたのところでは間違いのない事実である。

誰が、どのような事情で持っていくにせよ、放置しておいていいような事態ではない。担当窓口などには事情を話し、善処してくれるように頼んでおいた。今後の推移を見守りたい。